解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月六日

長崎市桜町五番七号　株式会社皇漢堂

代表清算人　大嶋憲一郎

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月六日

鹿児島市錦江町七番一六号

株式会社南旬市場本舗

代表清算人　峯元　良久

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十二月二十六日付山形県知事による解散認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月六日

山形県上山市金谷五三三番地

猿倉山第一生産森林組合

代表清算人　鏡　雅幸

解散公告（第二回）

当組合は、総会の決議により平成二十六年十二月二十一日付をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月六日

東京都足立区宮城一丁目二五番一号

タジマ労働組合

清算人　大久保伸幸

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年十二月十五日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月六日

高知県宿毛市桜町二番一号

宿毛市土地開発公社

清算人　安澤　伸一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年一月二十一日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月六日

沖縄県宮古島市上野字上野三九五番地一

清算法人友利土地改良区

代表清算人　奥濱　貞夫

解散公告（第三回）

神沢原土地改良区は、平成二十六年十二月二十五日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月六日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地

清算法人神沢原土地改良区

清算人代表　繁竹　健治

解散公告（第三回）

当寺院は、平成二十七年一月九日付をもって解散しましたので、当寺院に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月六日

京都市左京区岡崎東福ノ川町二九番地

明道寺

清算人　上沼　雅龍

第三十七期決算公告

貸借対照表

（平成二十六年十一月三十日現在）

単位・円

資産の部	
有形固定資産	八一一、五七六、九五四
無形固定資産	七、二三六、二一二
投資その他の資産	四七九、三六八、〇五三
合計	四、二一九、五七四、五七二
負債及び純資産の部	
流動負債	二五一、三〇一、四五〇
固定負債	三一八、一七〇、〇〇〇
株主資本	三、六二四、九〇八、一四六
資本金	七五〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	二、八七四、九〇八、一四六
利益準備金	一八七、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	二、六八七、四〇八、一四六
評価・換算差額等	二五、一九四、九七六
合計	四、二一九、五七四、五七二

損益計算書

（自　平成二十五年十二月一日　至　平成二十六年十一月三十日）

単位・円

売上高	二、六七五、九八八、〇七三
売上原価	一、一八三、四五三、八二五
売上総利益	一、四九二、五三四、二四八
販売費及び一般管理費	一、五一七、八四一、〇五二
営業損失	二五、三〇六、八〇四
営業外収益	五四、一〇二、九二六
営業外費用	一〇、〇一七、一八五
経常利益	一八、七七八、九三七
税引前当期純利益	一八、七七八、九三七
法人税、住民税及び事業税	一五、〇〇〇、〇〇〇
法人税等調整額	△三、七六二、九六一
当期純利益	七、五四一、八九八

平成二十七年一月十九日

東京都中央区日本橋小網町一八番四号

アラ商事株式会社

代表取締役　荒川　正博

配当公告

北海道小樽市緑二丁目六番一一五号グリーンヒルズ小樽　開始決定時の住所北海道小樽市望洋台二丁目四番一三号　破産者　久保田芳郎

右の者に対する札幌地方裁判所小樽支部平成二十五年（フ）第六五号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二一、一七五、三三三円

一、配当をすることができる金額

金六、一五七、九〇三円

平成二十七年二月六日

北海道小樽市稲穂二丁目一一番一三号協和稲穂ビル四階　破産管財人　関口　正雄

配当公告

名古屋市中村区名駅五丁目五番二二号

破産者　パーキングプロ株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第七九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、六四三、七一八、八〇二円

（内優先的破産債権額　金三八八、三五〇円）

一、配当をすることのできる金額

金三六〇、八一二、八六九円

（内優先的破産債権額　金三八八、三五〇円）

平成二十七年二月六日

名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル七階　破産管財人　増田　卓司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市恵み野西一丁目一四番一六、最後の住所北海道恵庭市文京町四丁目二〇番八号　被相続人　亡　太田　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

事務所札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　竜司

第７期決算公告

平成27年2月6日

栃木県河内郡上三川町大字上三川3297番地

あーるえす株式会社

代表取締役　松岡　啓二

貸借対照表の要旨

（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	114,537
	固定資産	2,579
	繰延資産	2,072
	合計	119,189
純資産の部負債及び	流動負債	43,841
	株主資本	75,348
	資本金	10,000
	利益剰余金	65,348
	その他利益剰余金（うち当期純利益）	65,348（17,403）
	合計	119,189